

第46回関西広域連合委員会

日時：平成26年6月28日（土）

午前11時10分～午後0時10分

場所：大阪府立国際会議場 10階 1001-2会議室

開会 午前11時10分

○広域連合長（井戸敏三） お待たせいたしました。第46回の関西広域連合委員会を開催させていただきます。冒頭、嘉田委員から発言を求められておりますので、嘉田委員、どうぞお願いいたします。

○委員（嘉田由紀子） 広域連合の議題からは外れるんですけども、関係の皆様もおられますので、一言おわびを申し上げたいと思います。

このたび、高島市がダイオキシン類の基準を超えたばいじんを大阪湾フェニックスセンターに搬入していた件につきまして、廃掃法に基づき指導する立場である滋賀県としても高島市のデータの隠蔽を長い間発見できず、関係各位にご心配、ご迷惑をおかけいたしましたこと、改めておわび申し上げます。

高島市では、市長を委員長といたします「高島市環境センターダイオキシン類対策検討委員会」を設置いたしました。また、外部の研究者の方を含めて第三者委員会を昨日6月27日に発足いたしまして、原因究明と再発防止に当たっております。

また、滋賀県としても23日、24日には当該施設に特別立入検査を実施しております。これをもとに技術面、コンプライアンス面で問題があるということを発見いたしまして、高島市への指導を徹底するとともに、滋賀県内の他の市町の施設への立入調査の前倒し実施など、指導・監督の責任をしっかりと果たせるよう、万全を期してまいりたいと考えております。

もとより、大阪湾フェニックスセンターは、関係自治体間の信頼と協力があればこそ地元関係者のご理解、特に住民の方、漁業関係者のご理解をいただきながら運営されている非常に大事な施設でございます。この施設の運営にご迷惑をおかけいたしま

したことをおわび申し上げまして、この連合委員会での発言とさせていただきます。
お時間いただき、ありがとうございます。

また、高島市の女性市議会議員を中心にいたしまして、水の生まれる町である高島からこのような汚染物を出してしまったことをおわびしたいということで、連合長宛てに手紙も預かっておりますので、会が終わりましたらお渡しさせていただきたいと思っております。

○広域連合長（井戸敏三） 山田委員、どうぞ。

○委員（山田啓二） こちらのほうでも、高島市とは事情が違うのですが、京都府南部の城南衛生管理組合で、私どもが今回高島市の事案を受けて再調査をいたしましたところ、一度、ダイオキシンの基準値を0.2倍ほど超えた例があったけれども、その後何度検査をしても出ないということで、これで大丈夫だということで報告を怠ってしまったということがありました。

それでも違反は違反でありますので、府のほうで今厳正な調査を行うと同時に再発防止策を練っているところであります。

大変ご心配をおかけしたことについて、おわび申し上げたいと思っております。

○広域連合長（井戸敏三） 両府県知事さんからフェニックスをめぐりますご発言をいただきました。私がフェニックスから聞いておりますところでは、神戸沖、堺沖、両地区におきましても水質や地質等、万全の検査をしたところ、異常値は見つかっていない、基準値の10分の1から100分の1程度の数値であるということをお聞きしております。

ただ、いずれにしても留意をしなければいけない事柄でありますので、兵庫県におきましても早速にごみ処理施設について一斉点検を行っているという状況です。いずれにしても、このようなことが生じないように体制をきちんと作り上げていくことが必要ではないかと思われまますので、よろしくご指導をお願いしたいと思います。

それでは、協議事項に入らせていただきたいと思います。

まず、地方分権改革に関する提案募集への対応についてであります。提案に当たっ
ての基本的な考え方や提案候補について本部事務局のほうから説明をいたしますので、
ご協議賜りたいと存じます。

○事務局　本部事務局でございます。座って説明させていただきます。

資料1の地方分権改革に関する提案募集への対応について（案）というところで
ございます。まず、提案に当たっての基本的な考え方でございますが、大きく4つ考
えておりまして、府県域を越える広域的な行政課題に対応する広域連合にふさわしい
事務・権限の直接移譲を求めたい。

2番目として、国出先機関の「丸ごと」移管。これは広域連合がずっと当初から求
めておりますが、これは引き続き求めていきますけども、その第一フェーズ、第一段
階として、事務・権限の一部について移譲を求めようとしております。

それから3つ目といたしまして、近畿圏の広域地方計画の策定権限など、これは本
省権限ですが、こういったものの移譲を求めていきます。

4つ目といたしまして、既存の広域連合の取り組みを拡大・進化していくために必
要となる国の事務・権限の移譲を求めると、こういう基本的な考え方で臨みたいと思
っております。内容については後で説明いたします。

今後のスケジュールですけれども、内閣府の提案募集の受付が7月15日までとなっ
ておりまして、今日ご議論いただき決定いたしましたら、速やかに内閣府へ提案をし
たいと思っております。

裏を見ていただきますと、2ページ目は一応我々としては6項目ということで提案
をしたいと思っております。その詳細ですけれども、まず3ページ、最初の国土形成計
画法に基づく広域地方計画の策定権限ということで、これは先ほど申しましたが、広
域連合のような府県域を越える広域行政組織へ移譲を求めたいと思っております。すぐ
に移譲を求められないといたしましても、例えば広域地方計画協議会というのが国主催
でありますけれども、これへの参画等を通じまして意見が反映されるということをあわ

せて求めていきたいと思っております。これはまさに地域の実情に長じております我々が提案をしていくということが非常に重要なことだと思っておりますので、これを挙げていきたいと思えます。

それから、4ページを見ていただきたいと思えます。複数府県にまたがる直轄国道・河川についての広域での移譲を進めるために、受け入れ体制の枠組みづくりというのを求めたいと思っております。これは、去年の12月にと書いてありますが、閣議決定を受けて、もう既に去年12月以降に国交省の地方整備局と府県・政令市と個別協議を再開されておまして、協議が整ったものから移譲を進めるということになっておりますが、これがバイパス現道区間とか同一府県内に起終点がある区間に限定されておまして、移譲先も単独の都道府県・政令市となっております。そういう状態でございますので、我々といたしましては複数の都道府県にまたがるものについて広域での移譲を進めるために、財源措置も含めて体制の枠組みづくりについて検討を求めたいと思っております。また、個別の具体的な路線というのはなかなか難しいんですけども、まずは体制の枠組みをつくってほしいということで要望しようと思っております。

次が6ページの観光圏のことでございます。観光圏の整備実施計画の認定に係る事務・権限なんですけども、広域連合の構成府県市が実施主体という事業については除くんですけども、これについて広域連合への移譲を求めようとしております。

具体的には、認定を受けた団体が従来の国の認定と同様に国の特例措置の支援が受けられること、それから補助事業の補助対象者になることを求めていこうとしておまして、関西として観光圏の実際の事務に取り組んでいきたいと思っております。

7ページでございますが、4つ目、保険医療機関の指定・指導権限でございます。これにつきまして、関西広域連合のような府県域を越える広域行政組織への移譲を求めたいと思っております。これは真ん中のほうにちょっと書いてありますが、医療法人の認可・指導監督、病院の開設許可等の権限、これを有する府県との密接な連携が

図れると。しかも、事務執行体制の集約化によって高度で専門的な事務執行が可能になるということで移譲を求めようとしております。

なお、こういった指定・指導権限につきましては、高度な専門知識が必要となるため、保険医療業務に精通した医師、歯科医師及び専門官等の人材及び事務に係る財源が必要であろうと、併せて思っております。

それから、8ページをご覧いただきたいと思います。リサイクルの推進に関する事務・権限でございます。これは書いてありますように、各個別のリサイクル法に基づく報告・立入検査及び勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求めるものでございまして、従来これまで、報告・立入検査といったものは検討されてきたんですけれども、やはり勧告・命令も一緒にセットで権限をいただくのが必要だと思っております。こういったリサイクル法関係で求めていきたいと思っております。

それから最後ですが、10ページをご覧いただきたいと思います。山陰海岸の国立公園に係る管理権限でございます。山陰海岸ジオパークの推進を今してございまして、こういった関係で国立公園内におけます許認可、施設整備・維持管理の権限につきまして、本省の分は除きまして、一部権限移譲を求めております。理由等で書いておりますが、許認可に今、処理期間が1ヵ月から3ヵ月かかるであるとか、あるいは地域の実情に応じた重点的な環境整備の対応といったものを考えまして、権限移譲を求めようとしております。

11ページ以降は地方分権改革に係る推進本部の実施方針であるとか、関連資料として付けております。

説明は以上でございます。

○広域連合長（井戸敏三） 当面、6つの事務の移譲を提案しようとしているものですが、ご意見等ございましたらお願いしたいと思っております。

○委員（久元喜造） 広域連合への国の出先機関からの丸ごと移譲ということにつきましては、長く議論されてきたことですし、そのこと自身はそういう方針で進める

べきであろうかと思われませんが、やはり個別の権限を移譲するに当たりましては、それぞれの権限に応じて、広域連合がいいのか、あるいは各府県、あるいは指定都市がいいのかという検討もあわせて必要なのではないかなという気がするんです。

その中で、保険医療機関の指定・指導権限というのは、ここに説明が書かれていますように医療法人の認可・指導監督や病院の開設許可等の権限、これは府県の権限ですから府県と密接に関連があるわけです。そういうことから言いますと、広域連合で丸ごと、集約的に事務をやるのがいいのか、それとも府県が、あるいは場合によっては指定都市がやるのがいいのかどうかという比較検討も必要なのではないかなという気がしますし、それからこの一番下に書いてますように、保険医療業務に精通した医師・歯科医師及び専門官の人材を広域連合が任用するということになるのでしょうか。そうすると、今までの広域連合の事務体制というものに、このような体制が果たしてあるのか、ないのか。そして、そこにこういう医師なりを任用して、一元的に事務を行うということになるとするならば、その体制の強化に伴う財源負担のあり方みたいなこともきちんと検討しなければいけないと思います。

お伺いしたいことは、これを広域連合でやるということと、それから各府県、あるいは指定都市に直接事務・権限を移譲するということとを比較した上でのメリット・デメリットを、どういうふうにお考えで提案されているのかということをお教えいただきたいと思います。

○広域連合長（井戸敏三） 事務局のほうからお答えできますか。

○事務局（古川次長） 保険医療機関の指定・指導権限につきましては、もともとこれは府県の機関委任事務ということでございましたので、中身によって、恐らく広域連合に一旦移譲を受けた後、府県にとということもあり得ると思います。現状では今のところ、まず広域連合でというふうを考えております。

○委員（飯泉嘉門） 広域医療局長ですので。今、久元委員の言われた点は、我々も逆に最初に検討したところで、もともとこの都道府県の機関委任事務だったものが

廃止されて国の事務になったと。つい先般、実は全国紙の1面に出て、そうした指導・監督がなされていない、不適切であると。こうしたものがあったものですから、ここは逆に国も困っている話でありますから、間髪を入れず、つまり国との間で必ず、いやそれはやりたくないとかあるので、まずはこれをしっかりと現状からあわせて、じゃあ我々としても国ができないんだったら関西広域連合で受けようと、もちろん今お話があるように、かつては都道府県として、あるいは政令指定都市でというのはあるんですけど、そういうことでまず受け皿としてなろうということから入っていきましょう。

確かに今おっしゃったように人の話、医師とか歯科医師、あるいは専門官という人材、あるいはその分の人件費、この課題は当然あるわけです。当然その分についての財源はいただくという形をとると。じゃあその人たちを一体どこに所属させるのか。この課題もあるわけなんですけど、もちろん確かに今、広域連合として独自に人を雇うというのはアドバイザー的なものしか今はないところでもありますので、今後最終的には、まず受け皿として広域連合が受けて、国としても、これはやれないから逆にもう広域連合に任せちゃおうと。その後、今事務局からもお話があったように、昔あったような、ただ昔は機関委任事務だったんですけど、これを都道府県・政令市に降ろしていくと、そのときに人材もしっかりと、こういう二段階になっていくのかなと。とりあえず、まずは成功事例をしっかりとつくろうというのが大きな狙いでもあります。

○広域連合長（井戸敏三）　どうぞ、平井さん。

○委員（平井伸治）　全般を通じてですが、この広域連合で、手挙げ方式により我々のところで国出先事務所の丸ごと移管を受けようというようなことを言っていた趣旨もありますが、やっぱり地方分権をやる、それは国・地方を通じた行政の効率化につながるし、住民の意思にも沿うことになる。そういうトーンが全体にも通じて、哲学としてもっと入れ込んで提案したほうが良いのではないかなという感じがいたします。

私どものほうでも、ジオパーク担当県として書かせていただいている面もありますが、もう少し明確に哲学的なところも含めて出したほうがいいのかと思います。

それで、ものによろしいと思いますが、今の医療関係であれば、実は我々のところで国の指導権があり、何が起きているかというところ、現場では調査に行くときに、国の担当官と日にちを合わせて県の担当官と一緒にいって行くということで、これは完全な二重行政になっています。そういうのを一本化したほうが効率的だし、これから国・地方を通じて行財政の効率化を図るという意味では、当然ながらこれは府県と一体化したほうがいい。その際に府県を乗り越える部分があれば、広域連合ということで受け皿にもなりますよという趣旨だと思います。

そのように、もう少しその辺も出しながら、まだ15日まで時間はありますので、若干細部は調整したら良いと思います。

○広域連合長（井戸敏三） 飯泉委員がおっしゃっておられるのは二段階なんです。国にダイレクトに都道府県・政令市というような形で申し入れても実現する可能性が少ないから、とりあえず広域連合によこせという趣旨なんですか。

○委員（飯泉嘉門） ええ、まずは国と権限移譲、これまでの経緯の中で国は抵抗するんです、嫌だと。できない理由をたくさん並べるわけなんです。まず、少なくとも国が失着をしちゃったわけです。あれだけ報道もされるということであれば、ここは間髪を入れず、受け皿論も平井委員が言われたように、我々としては広域連合でいかなというところはある。ただ、今久元委員、あるいは以前連合長も言われていたように、都道府県として最終的には帰結をしていくと、本来はそうあるべき部分があります。ただ、国として受け皿を関西広域連合にこれだけあるんだというものをどんどん、私は出していくべきだと思うんです。

○広域連合長（井戸敏三） 都道府県だと、昔の機関委任事務で吸い上げた分をまた降ろすという形になってしまうから、きっと国は抵抗が強いだらう。関西広域連合にワンクッション置くんだったら乗ってくるかな、こういう見方ですか。

○委員（飯泉嘉門）　　あくまでも戦略はそうなんです。でも、本来あるべき姿っていうのは今後の、これは前、山田委員からもちょっとご指摘を受けましたけど、今後国保をどうあるべきかと、これは市町村から、場合によって都道府県広域化という話もある中ですから、今後の医療、あるいは社会保障改革の中で、まず、地方という、あるいは関西広域連合というのはそういうのが受け皿になり得るんだよということを示していくべきではないかと。これは戦略としての話を申し上げます。

○広域連合長（井戸敏三）　　ほかにご意見ございませんか。どうぞ。

○委員（久元喜造）　　結局、個々の保険医療機関を指定して、そこにどう指導権限を及ぼすのか、監督するのかというのは、極めて地域的な事務なんです。それを広域連合が受けることが効率的に事務が執行できるのかどうか、むしろ都道府県、あるいは指定都市がやるほうが、これまでそれぞれこういう医療行政に関する体制も整えられているわけですから、広域連合であればそれを一からつくりたいとイケないとするならば、さらに一からつくりなければいけないのに加えて、お医者さんをさらに新しく任用しなければいけないということになったときに、事務執行体制というのは本当にスムーズに構築できるのかと。そうであれば、広域連合に移譲してくれという主張は戦略的にそのほうがいいんならそれで結構ですけれども、それを広域連合が直接執行するのか、あるいはさらに都道府県・指定都市に権限を移すのかということについては、いま少し検討がいるのではないかなという気がするんです。そこを申し上げているわけです。

○広域連合長（井戸敏三）　　きっと広域連合が受けたとしても、広域連合は独自の体制をこれだけのためにつくるというのは、きっと組織論から言ってもいかがかという話になるんだと思うんです。そうすると、各府県に委託をするみたいな話になる、具体の事務を。そうだとすると、広域連合でこれを受けずに、各府県がダイレクトに受ければいいんじゃないかという結論になりそうなんです。それをあえて広域連合で主張しようとするのは、どういう意味があるのかなというところがちょっと明確で

ないですよ。

それで、今度の法律、医療・介護総合推進法が通りましたが、医療サービスの需給計画を都道府県がつくることになってるんです。そういうような動きと関連して考えてみると、広域連合で受けるのが適当なのかどうかというのを、もう一度検討してみたいほうがいいかもしれませんね。そういう動きとの絡みもありますから。

どうぞ、嘉田さん。

○委員（嘉田由紀子）　　広域連合を分権の受け皿ということで、もちろん積極的にできるだけ権限を受けていくということで私どもは動いてまいりましたがけれども、この保険医療機関の指定については、まず各府県の現状が随分でこぼこがあるんです。例えば、さまざまな診療報酬に関する個別指導の実施率など、滋賀県は97%なんですけど他府県では30%だったり15%だったり。このあたりのところ、具体を調べていただかないと、逆に権限移譲をして行政クオリティーが下がったということになるといけませんので、実態をきちんと調べながら現場のサービス、または機能向上に資するのかということ、今の連合長のお話も踏まえて、特に保険医療機関については慎重にしたほうがいいのではないかなというかなり強い意見を事務方からいただいております。ただ、連合としては分権の受け皿というところの姿勢は示さなければいけないと思います。

○広域連合長（井戸敏三）　　はい、どうぞ。

○委員（山田啓二）　　関西広域連合ですので、こうして各府県が集まってつくっている団体であって、そこで広域的な事務についてできるだけ統一的にやっというところがある。こういう手挙げのときに、確かに久元委員がおっしゃったように都道府県・政令市との関係は考えるべきだろうとは思いますが、それはこの中で考えられることなんです。幾らでも柔軟にできるのが関西広域連合のいいところだと思います。

問題なのは、都道府県・政令市も手を挙げたらいいと思うのですが、それがうまく

いくかどうかわからない状況の中で、やはり我々はセカンドオプションなのかファーストオプションなのかわかりませんが、幾つかのオプションを持っていかないと、ある面でいくと都道府県や政令市に対する権限の強化にもつながらないのではないかと。関西広域連合の中で、もしも今言ったように現場の指導・監督権限の話が出てくるのであれば、そこは委託をすればいい話で、それはこの中で柔軟に決められる、そういうところの確保をしていくためにも、私はここを取り下げる必要はないのではないかと思います。

ただ、都道府県・政令市のほうでも積極的に出して行って、あとは国の出方を見ながら、しっかりと行動していくというところで問題はないと私は思っています。またそこに医療法人の認可・指導監督権限とか病院の開設許可、このあたりとの絡みを国が保険のところはどう見てくるのかというところもあるので、まだわからない中で、一本に絞っていくというのは、少し危険があるのではないかと。出しておく分には問題はないのではないかと私は思います。

○広域連合長（井戸敏三） はい、どうぞ。

○委員（平井伸治） 提案募集方式は今までの特区とかとい、時間をかけて調整をするというやり方になっています。そういう意味では山田委員がおっしゃるように、15日までもう少し文言などを練りながら、とりあえず出す。その後各省庁の調整だとか我々も入っての調整になるわけですが、そこでこれはこういうふうにしたら良いのではないとかいうアドバイスが今回は出てくるという設定になっており、15日で締め切った後は選ぶ、どこかで決めますよというのとはどうも違うようですので、少し幅を持たせながら提案するのも一つの戦略かと思えます。

○広域連合長（井戸敏三） はい、どうぞ。

○委員（松井一郎） これはやはり医療法人の指導権限認可の話ですから、一番身近で、しっかりと確認できるような距離感の自治体にあるのが一番いいと思います。それでいきますと都道府県・政令市が、という話になると思いますが、そうなったと

きにもう一度広域連合に持ち寄ろうという話になりませんか。各自治体でやると非常にコストがかかってしまう。各地方自治体は委託を受けてやるけれども、最後、認可だとか指導については広域連合に一つにまとめたほうが、経費的にもコストが下げられるのではないかという話に戻ってしまうのではないかなと思います。この際広域連合でまずは受け皿があるのですから、国に対して申し入れたほうがよいと思います。

○広域連合長（井戸敏三）　この議論をさせていただいたときに、都道府県・政令市のほうが望ましい事務であっても並行して、広域連合としても取り組めるものはダブってもいいから国に対しては申し入れてもいいのではないかということをし合せていたと思います。そのような意味で久元委員のおっしゃるのが筋論だと思いますが、広域連合としても受けられそうな事務はこの際手だけは挙げて、議論の過程で整理をしていくということにさせていただいたほうが、今はいいのではないか。そういう意味からすると、私は実を言うと、もうちょっとあるんじゃないかと思っているんですけども。ただ、今のところ事務方の検討ではこんな感じなんです。

それで兵庫県で提案しようとしているのは30項目ぐらいありまして、随分その中には圧力が既にかかっていたりしている事務まであるんですけども、それはそれとして、できるだけ前広にやっつけていこうということにしていきたいと思いますので、この件については「出す」という方向で広域連合としては進めさせていただきたいと思います。どうぞ。

○委員（飯泉嘉門）　もう連合長にまとめていただいたので、ぜひその方向で。そうすると滋賀県も乗りやすいと思うんです。単体ではなかなか厳しい。

それで、似たような事例が、実は例の食品偽装、表示偽装のときに徳島も結構ありまして、そのときに国・消費者庁に言った。例えば措置命令の権限をこの機会に都道府県に降ろしてくれと言いにいったんです。そうしたら消費者庁長官から言われたのが、前調査をしたときに、それは絶対降ろさないでくれという都道府県がたくさんあると思うんです。その事件が起こる前に。

でも、ああいう事件が起こって、いや、やるんだと。これは知事会の話にもなるんですけども、知事会長とも相談をしてやりましょうということでやったら、今度は全部が乗ってきてくれたんです。

やっぱり、あれだけの大きな事件が起こると、国も権限移譲したいし、逆にちょっと、と言っていた都道府県もこれは受けようとなりますので、今回の医療の問題は大きく取り上げられましたので、特に西日本で取り上げられましたので、この点は連合長が取りまとめていただいたようにお願いができればと思います。

○広域連合長（井戸敏三） 各府県でも項目を挙げてるんじゃないんですか。どうぞ。

○委員（山田啓二） 今まさにそれを言おうと思っていて、関西広域連合の各府県の中でも検討を進められていると思うんです。一府県で手を挙げて、そこで潰されてしまう危険性もあるので、できるだけ関西広域連合の構成員の中で情報を共有して手挙げを多くしていきたいと。そちらのほうが逆にいくと関西広域連合全体の権限移譲にもつながってくると思いますので、残りの期間が少し短くなってきましたけれども、ぜひとも各府県で共有をして、この手挙げ方式を単に関西広域連合ということだけではなくて、関西の都道府県・政令市もできるだけ自分のところでもいいなものがあったら、お互いに手を挙げあうと言いますか、そういう形を取らせていただけたらありがたいと思います。

○広域連合長（井戸敏三） 既に各県も最終検討段階に入っていると思いますが、情報を共有するために、今の検討状況でこういうのを挙げようとしているんだというのを交換することにしましょうか、それぞれの府県も。それで参考にさせていただければ、数を増やしていただくというような方向で臨むことにしたいと思います。

それでは、とりあえずなんです、2番目の複数都道府県にまたがる直轄国道・河川について広域での移譲を求めるための受け入れ体制の枠組みづくりというのは、何を言っているのかがよくわからないんですが。

事務局、何をしたいんですか、これは。

○事務局　　枠組みづくりでございますけれども、資料の4ページに書いておりますように、単独府県・政令市では一定国のほうから考え方が示されているということでございます。複数府県にまたがるようなものにつきましては、そういった、どのような形で受け入れていくかということが示されておられませんので、財源も含めました形で一定国から示していただきたいという提案でございます。

○広域連合長（井戸敏三）　　これだと、ダイレクトに移譲を求めたほうがわかりやすいのではないのでしょうか。枠組みづくりなんて言わないで、府県域をまたがる直轄国道、それから直轄河川については、丸ごと移管みたいになるんですけど、そういう主張をしていたほうがわかりやすいし、説明しやすいんじゃないですか。

ちょっとそういう方向で検討させていただきます。

まだ不十分な点があるかもしれませんが、広域連合としてふさわしい事務がありましたら、また各府県からもご提案をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

これをベースに当面検討を進めてまいります。

続きまして、琵琶湖・淀川流域対策に係る研究会の設置についてであります。研究会そのものをつくることについては、既にご了解をいただいていたわけではありますが、人選が固まりましたので、どのようなスケジュールなり、運営なり、組織であるのかにつきましてご確認をいただこうとするものでございます。

事務局からお願いいたします。

○事務局　　事務局から説明いたします。

資料の1枚目の背景趣旨は既に議論いただいていると思いますので、裏をめくっていただきまして2ページ目です。4の検討体制ということで、今回7人の先生方に内諾を得ておりまして、この先生方でスタートをしたいと思っております。石田先生以下です。運営につきましては座長、副座長を置いてということで思っております。そ

れから、近畿地方整備局や他の流域団体にも協力を得て運営をしていきたいと思っており、これは事務局として運営したいと思っております。

5番のスケジュールですが、今回関西防災・減災プランの議決を経ましたら、研究会を設置いたしまして、8月に第1回、それから9月、11月と研究会を開催しまして12月25日の委員会で中間報告、一定のまとめを報告したいと思っております。

以上でございます。

○広域連合長（井戸敏三） 特にご意見ございますか。

それでは、スタートを切らせていただきたいと思います。あわせて幹事会には近畿地方整備局や他の流域団体の協力も得ながら運営をさせていただくことにさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

これに関連して、嘉田知事のほうから、滋賀県で取り組まれております流域治水条例の概要をご説明賜りましたら幸いです。よろしくお願いいたします。

○委員（嘉田由紀子） ありがとうございます。

この研究会を提案させていただき、ここまで皆様のご協力で動いてきましたこと、大変感慨深いものがございます。それで私自身は退かせていただくというのは大変申しわけないんですが、最後に少し遺言めいたことで、この流域治水の意味ということの説明をさせていただきたいと思っております。

皆さんに、4つの対策で総合的に命を守る「流域治水条例」という資料を配付しております。これは、県民に県の広報紙で説明をしたものです。

私はずっと世界中の河川政策・治水政策を含めて見てまいりまして、日本で一番欠けているのが水害リスク情報を住民目線、被害者目線で作ったり、そしてそれに対して土地利用や建築規制をしながら最終的に命と財産を守るという政策がなされていないということに唖然とし、またそこに対して研究を積み重ねてまいりました。そういう中で今回出した滋賀県の流域治水条例には、二つの特色がございます。

一つは、国の縦割りですと、どうしても管理者ごとの方針が出てきます。河川は河

川の中で、河川局。あるいは下水道は下水道で、町の下水道敷設は地域で。実は、くぼ地とか氾濫地というのは管理者がいないんですけれども、ただ、水は高いところから低いところに流れますから、必ずくぼ地は被害を受けると。これは土地利用で、どちらかと言うと、まちづくりにかかわってくることだろうと思います。そういうところで万一のときに被害を受ける被害者の目、生活者の目から管理者主導ではなく、住民主導での災害対策・治水対策が必要だということで、8年かけてつくってまいりました。

そこで、多重防護一川の中で流し、また流域で水を「ためる」、川に水が流れ込むのを防ぐ。それから水防で「そなえる」。これは水防法にかかわるところですから、総務省なり基礎自治体の責任でもあります。それから、「とどめる」というのは土地利用や建物規制ということでございます。滋賀県でこの条例をつくる際に一番問題になったのは、この土地利用・建物規制です。

かつて、水害が実態として起きたところでは災害危険区域というのが建築基準法第39条であるんですけれども、滋賀の場合には起きた実績洪水ではなくてシミュレーションで最悪の洪水を想定して、マップをつくって、リスクを「見える化」したということでございます。ここのところで随分、議会と財産権の侵害になるんじゃないのかという憲法議論までいたしましたけれども、結果的にはこれから本当に日本中どこでもどんな氾濫があるかわからないということ、そしてそもそも3.11の津波でも想定しなかったところに津波が来たということも踏まえると、これは関西全域でまさに地先の安全度マップなどをつくり、全域で備えることが必要ではないかということで、この提案をさせていただきます。

兵庫県も流域管理の条例をつくっておられますので、兵庫の例と滋賀の例と両方を見て、全国的にも関西が進んでいるところですので、ぜひこの琵琶湖・淀川流域の研究会でもこの分野を進めていただけたら幸いです。

以上、少しお時間をいただきましたけれども、私のほうからの説明とさせていただきます。

きます。

○広域連合長（井戸敏三） ありがとうございます。何かご質問ございますか。

私どもがつくっている総合治水条例は、どこが滋賀県と違うかといいますと、建物規制がないです。建物規制以外は基本的にほとんど類似しているんですけども、建物規制がない。そこまで踏み切っていないというところです。あわせて、山の管理の徹底とか、そういうのは盛り込ませていただいております。それで、県民緑税という超過課税で山の管理・防災対策を進めているというのが本県の実情です。

続きまして、資料3ですが、京滋ドクターヘリ導入に向けた体制整備についてお諮りをしたいと思います。

どうぞ。

○事務局（飯泉委員） 関西広域連合のエリア、2,000万府民・県民の皆様方の助かる命を助けると。とにかくドクターヘリについては全域30分以内で駆けつけるというこの救急搬送体制、しかし、ちょうど京滋エリアが空白になるということでありましたが、基地病院も滋賀県にあります済生会滋賀県病院ということになりまして、既に研修も始まったところでもあります。そして平成27年度中に導入をして関西広域連合のほうに移管ということになってまいりますので、今後のいろいろな調整がまだ残っているところがありますし、また今後住民の説明会であるとか、運行会社の選定、愛称募集と。こうした事務をやっていただくために、新たに京滋ドクターヘリ担当課長を置かせていただければと思います。これによってこうした事案についてもスムーズに、そして27年度のなるべく早くに導入し、そして関西広域連合6機体制を確立したいと考えておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

○広域連合長（井戸敏三） 準備も大分進んできているようですから、担当課長、併任でありますけれども置かせていただいて、推進を図らせていただきたいと思います。

嘉田委員どうぞ。

○委員（嘉田由紀子）　　ちょっとコメントを。滋賀県の準備態勢をご報告させていただきます。

まずハード系ですけれども、済生会滋賀県病院における基地病院の整備ということで格納庫、給油施設、運行管理室の計画に入り、今土地も確保して進めております。

それからもう一方ではソフト系ですけれども、先日も私、責任を持ってくださるお医者さんと看護師さんに直接お話をお伺いしまして、訓練、特に久留米大学とかさまざまな経験があるところで研修もしていただいているということで、ハード・ソフトあわせて準備をし、平成27年できるだけ速やかに京滋として京都の南と滋賀とカバーできるような形での準備、滋賀県としても京都府とも協力をして進めております。

○広域連合長（井戸敏三）　　救急医療体制のスタートのめどが立ったわけですね。

○委員（嘉田由紀子）　　医師確保、特に救急医師の確保が大事なんですけれども、ドクヘリが入るということになると全国からかなり優秀な方が救急医として挑戦をしたいということで、随分もう既に声がありますので、この点は心強いところでもあります。

○広域連合長（井戸敏三）　　それじゃあ、どうぞよろしく推進方お願いいたします。

先ほど、琵琶湖・淀川でご相談し残した点があります。この研究会ですが、ぜひ嘉田委員に、知事をご退任なられた後、顧問にご就任いただいたらいいのではないかと考えておりますが、ぜひお引き受けいただきたいと思います。

○委員（嘉田由紀子）　　今、突然で。広域連合の中に顧問という役割があったのかどうか。

○広域連合長（井戸敏三）　　いえ、研究会で。

○委員（嘉田由紀子）　　研究会の顧問。そういうのはあったんですか。

○広域連合長（井戸敏三）　　つくればいい。

○委員（嘉田由紀子）　　つくる、はい、そうですか。そういう仰せがございましたら、皆さんの合意をいただけるようでしたら。

○広域連合長（井戸敏三）　　ぜひお願いしたい。

○委員（嘉田由紀子）　　そうですか。はい、ではここで顧問として貢献できるところは貢献させていただきたいと思います。

○広域連合長（井戸敏三）　　よろしくお願いいたします。

あと、報告事項でございますが、3つございます。

まず最初、国家戦略特区につきまして、松井委員のほうからご報告願います。

○委員（松井一郎）　　国家戦略特区の現状について報告をします。

6月23日に関西圏の第1回国家戦略特別区域会議が開催されました。新藤大臣を初め、我々自治体の代表者、これは連合長と山田知事の代理で山下副知事と僕と、そして民間事業者の代表が出席をし、お配りしております関西圏の国家戦略特別区域計画素案をもとに保険外併用療養に関する特例、病床規制に係る医療法の特例、都市計画法等の特例、エリアマネジメントに係る道路法の特例、旅館業法の特例に関する事業を大阪・兵庫・京都の3府県域において実施することが確認され、さらに今後追加提案すべき規制改革事項等について意見交換が行われました。

今後の予定としては、夏ごろに次回区域会議を開催し、計画を策定するとのこと。新藤大臣からは、秋から実施できるものについては事業開始に入っていきたいというご発言がございましたので、次回の区域会議にはこちらから提案させていただいていけるものに対してのお答えをいただけるものだと、我々そう思っているところです。

以上です。

○広域連合長（井戸敏三）　　ありがとうございました。

新藤大臣もそのときのご発言で、増殖する国家戦略特区というふうにおっしゃっておられました。「増殖する」、成長がこれで終いということではなく、追加的な対応を弾力的に進めていきたいという表現であったんだろうと思います。積極的に規制緩和項目を提案していけるようにしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、続きましてこの夏の節電対策につきまして資料5でございますが、嘉田委員のほうからご説明いただきます。

○委員（嘉田由紀子） いよいよ来週、7月1日から節電要請期間が始まります。今日は広域連合の取り組み状況について資料5をもとにご説明させていただきます。

まず1ですけれども、節電協力の広報・周知でございます。①に記載しておりますように、初日の7月1日には近畿経済産業局、関西電力とも連携をし、主要な駅前など15カ所で一斉に節電の呼びかけを行います。私自身も大津駅前の街頭啓発に参加いたしますが、特に兵庫県では10カ所も進めていただけるということでございます。

また、②にありますように、節電を呼びかけるポスター、チラシを構成府県市をはじめ、他の自治体にも協力をお願いし、市役所・公民館など公共施設に掲示、配置をいたします。また、かなり定着いたしましたけど、「家族でお出かけ節電キャンペーン」の参加施設、また期間中に開催されるセミナー、イベント等の機会も活用し、広報してまいりたいと考えております。

③の企業、経済団体については6月13日に国・関電と連携をしまして、近畿地域電力需給連絡会を開催いたしました。啓発活動への要請を行っております。引き続き各地域の経済団体、商工会議所等に対し、節電周知をお願いしてまいります。

また、④ですけれども、関経連と連携をした取り組みとしては、会員企業約1,200社に節電呼びかけさせていただきます。1,200社、それぞれに家族がおられますので、これが、掛ける10か掛ける100かということで、家庭に向けたチェックシートなどを広めていただく大事な場になると思っております。

それから全体の2、「家族でお出かけ節電キャンペーン」ですが、各地で随分定着をしてまいりました。昨年参加いただいた美術館、ショッピングモールなどに加えまして、高齢者福祉施設、あるいは新規オープンの集客施設など、昨年実績の1,556カ所を上回る参加施設数を目指して進めていただいております。特に高齢者の方がひとりで自宅にいるのではなく、これをきっかけにして、お昼にクールシェアで外出して

いただきたいと思います。どうしても高齢男性などは何か理由がないと行きにくいところがあると思いますけれども、高齢者福祉施設などを人と人がつながる場にもしていただけたら、副次的かつ実態的効果になるのではないかと考えております。

特に広報についても公共施設、電車内、駅、バス停などチラシ・ポスターを使ったPR、また各連合構成府県市のホームページでの施設紹介、さらに環境省のクールシェア事業との連携など、幅広く周知をしていきたいと考えております。

私、現場でいろいろ見ておりますと、おじいちゃん、おばあちゃんがお孫さん連れて博物館、美術館に来たり、そして、「無料だからありがたい」と言っていたいています。滋賀県では5つの県立施設を無料にさせていただき、今まで、20年間一度も来なかったという新しい顧客層が開拓されておりますので、これを機に文化的活動についても活発になるといいなと考えております。

さらに構成府県市の率先的な取り組みとしましては、3に取組事例がございますように、それぞれ進めていただいております。また、万一の電力需給逼迫時の備えですが、電気予報が大分定着いたしました。電気の使用率が95から97%になったらそれぞれ自治体が持っています緊急連絡網など、緊急メールの発信など連絡体制の整備をしておりますので、ご活用いただけたらと思います。

原発ゼロの夏を関西から乗り切るためにも、皆様のご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○広域連合長（井戸敏三） キャンペーンをするのは節電を実行していただくという趣旨で行うわけですので、ぜひ周知徹底と協力をいただけるように進めていきたいと思っております。

特に何かございますか。

兵庫県は県民だよりの臨時増刊号を出すことにいたしました。1,200万円、増刊を出すだけで。それだけ危機感を持っているということでございます。

次に、資料6で災害医療コーディネーターの設置につきまして、飯泉委員お願いいたします。

○委員（飯泉嘉門） 東日本大震災カウンターパート制度ということで、関西広域連合の存在が一番まず国民の皆さんにわかっていただけたと。そのとき、災害医療、広域医療局として担当させていただきまして、一番困ったのが、昨日の夜のNHKでも災害医療のことをやっておりましたが、やはり医療従事者の適正配置、これが非常に難しかったということ。また、医療の資機材の配分、これも非常に難しかった。また、各避難所にどういった人がいて、しかも急性期だけではなく、大体3日を過ぎると慢性期になると。防げたはずの死を招いたと。昨日も、多くの医師や看護師の皆さん方がそれを赤裸々にNHKを通じて言っていたわけではありますが、そういう意味で我々関西広域連合がこの災害医療コーディネーター制度を提唱させていただいて、今は国としても取り組むということになってきました。

そして、昨年の間では京都府と滋賀県がまだ災害医療コーディネーターの設置ができていなかったのですが、昨年度中に京都府が、そして今年度に入って滋賀県が設置させていただきまして、この一覧表のようになりました。ということで、今後はぜひ災害医療コーディネーター制度、ただ作ったというだけではなくて、この皆さん方が本当に機能できるように、いろいろな防災訓練なども通じまして、全国のモデルとして今後も機能させていければと。首都直下型地震、あるいは我々としての南海トラフの巨大地震、これを迎え撃つ体制として着々と、新たな次元での災害医療を進めていければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○広域連合長（井戸敏三） 特にコメントございますか。どうぞ、嘉田委員。

○委員（嘉田由紀子） 担当のほうから数字を見せてもらい、そして実際に滋賀県が76名ということでお一人ずつ名簿を見ました。現場で救急をやれる人、災害医療に精通した人材に委嘱することが目的だと思うんですけども、どうもそれぞれの会の会長さんのような名誉職の方が入っています。私も昨日説明を受けて、これは趣旨が

違うかもしれないと言っておりますので、今、飯泉委員がおっしゃったように現場に精通している人物に絞らせていただきたいと思います。また調整の時間はございますか。

○委員（飯泉嘉門） ええ、それはもちろん、滋賀が最後で、我々も報告を受けた後「すごいな、気合いが入ってるな」となかなかつくるの難しいなというふうにびっくりしたので。

○委員（嘉田由紀子） これ見せてもらおうと、医師会の理事とか会長、副会長とか、ちょっとここは調整をさせていただきたいと思います。

○委員（飯泉嘉門） はい。よろしく願いいたします。

○広域連合長（井戸敏三） じゃあ滋賀県分は少し留保がありますが、そのような意味では災害医療コーディネーターは非常に重要ですので、事前に指定をして訓練を積み重ねていくということが大切だと思います。皆さんもよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、第7番目ですが、関西ワールドマスターズゲームズ2021につきまして、ご説明を申し上げたいと存じます。

○事務局 関西ワールドマスターズゲームズ2021につきましては、現在大会チラシの作製や、ピンバッチの作成等によって認知度向上に努めているところでございます。また、大会開催につきましてはNF、中央競技団体の皆様の協力が不可欠であるということから、来週7月2日水曜日でございますけれども、日本体育協会さんの全面的なご協力をいただきまして、東京のほうで中央競技団体向け説明会なり、協力依頼の場を設けることといたしました。その際には、アスリートネットワーク、日本のトップアスリートの皆さんで設立されております法人でありますアスリートネットワークの柳本晶一理事長、元全日本女子バレー監督さんでございますけれども、ほか、テコンドーの銅メダリスト、岡本依子さん、アテネのシンクロチームのメダリスト、巽樹理さんのほか、タレントで元陸上十種競技の日本チャンピオン、武井壮さんにもお越し

いただき、応援メッセージをいただくというようなことを企画しております。大体80名程度の参加者及び報道関係者の皆様にもご案内させていただいているところでございます。

今後、これを全国向けの情報発信の一つのキックオフとして、こういう大会の周知向上、あるいは協力要請等に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○広域連合長（井戸敏三） 7月2日に中央競技団体のお披露目をしてくるということでございます。

ワールドマスターズゲームズの一つ一つ準備を進めていく必要がありますので、PRを兼ねてこのような説明会を開催させていただきます。ご協力をよろしくお願いいたします。

以上で、今日の協議、報告事項は終わりました。最後に嘉田委員のほうから発言がありますので、よろしくお願いいたします。

○委員（嘉田由紀子） どうもお時間いただき、ありがとうございます。

私、7月19日の任期をもって、2期8年の知事職を退かせていただくことになりました。2006年以来8年間、特に私自身が気にしてきたこと、3つのもったいないで訴えてまいりましたけど、一つは財政難の時代、公共事業の見直し、そして選択と集中を確実にということだ、ダム問題、駅、あるいは廃棄物処分場などの、やめる事業をやらせていただきました。ここは動いている列車をとめるようなことで、随分と、地元、関係者の皆さんからも厳しい意見がございましたけれども、結果的には出口を見ながらやめることについては方向が見えたかと思っております。

また、もう一つは、横串を刺す事業でございます。特に、住民目線で効果のある政策ということを既に大先輩の皆さんは進めておられますけれども、つつい国からくる事業の縦割りに地域も乗ってしまうということがございますので、職員に徹底的に住民目線で横串を刺すよう指示してきました。例えばその一つが流域治水条例でもご

ございますけれども、雇用政策、あるいは子育て政策など進めてまいりました。

その中で2010年の12月に発足いたしました関西広域連合は、本当に勉強になりました。一つの府県だけでは見えない問題を、本当にそれぞれ皆様方がご苦労しておられるということと同じ立場で、また一つずつの事業について、毎月1回確実に顔を合わせていただく中で、私にとっても大変勉強になり、ありがたく思っております。

この後、関西全体として、特に災害対策は広域でやるからこそ移動している住民にとっても大事な成果になると思います。また、経済・文化など、関西の底力を発揮するという意味でも日本全国東京集中の時代ですから、関西の存在感を発揮していただきたいと思います。

滋賀県としては広域環境保全局として力を尽くさせていただきましたけれども、また県民が選んでくれる次の知事が、必ずや皆さんと一緒にお役に立てるような存在感のある知事として育っていくと思いますので、どうか皆様の応援をお願いしたいと思います。

思いは尽きませんが、広域連合の今後ますますのご発展をお祈りいたしまして、私のほうからの7月19日をもっての退任の挨拶とさせていただきます。

どうも皆さん、ありがとうございました。

○広域連合長（井戸敏三）　　ちょっと早いご挨拶だったんですが、来月7月24日に委員会を予定しておりますので、ご挨拶をいただくことにいたしました。

それからもう一つ、高島市の女性議員を初めとする女性有志の皆さんが、広域連合にダイオキシンの問題でご迷惑をかけましたというおわびの申し入れがございますので、今受け取らせていただきたいと思います。

○委員（嘉田由紀子）　　それでは、山内陽子さんを含む30人の女性の方からのおわびでございます。

○広域連合長（井戸敏三）　　それでは、確かにお受け取りさせていただきました。あと、きちんとした対応を期待したいと思います。よろしくご指導お願いいたします。

それでは、以上をもちまして第46回連合委員会を閉会させていただきます。

延長もなく時間どおり終了することができました。ありがとうございます。

閉会 午後0時10分

記者会見

○事務局 お待たせいたしました。ただいまから会議終了後の記者会見を始めさせていただきます。

最初に本日の議会で新たに選任されました議長、副議長から挨拶をいただきたいと思ひます。それでは、吉田議長、お願いいたします。

○議長（吉田清一） 本日、新しく本議会の議長に選任いただきました、滋賀の吉田でございます。今後とも一つよろしくお願い申し上げたいと思ひます。

一般質問、あるいは答弁をお聞きいただいたように、関西広域連合設立3年半となりました。3年サイクルで広域計画が作成されております。いわゆる今年度から第2ステージに入ったという時期でもございます。私も設立当初からこの関西広域連合の委員として参画をさせていただいておりますが、最初は走りながら考えていきましようというふうなことでございましたし、あるいは先ほど挨拶の中で、まだまだその土俵は軟弱であるというふうに私は理解をしております。

しかし、この土俵をもう少し強固なものにしていかなければならんということは強く感じておりますし、その一助になればというふうに努力をさせていただきたいと思ひます。

同時に、関西広域連合の議会でございますが、もっともっとやはり存在感を増していかなければならないと。昨年あたりから日村議長の指導のもとに、我々の議員活動も少しずつではございますけれども、いろんな活動を増やしてまいりました。同時に、大勢の議員、36名になりました、そういう関係もございまして、我々この議会の権能というものをもう一度原点に立ち返って、この広域連合の中で発揮していきたい。そしてまた、ひいては広域連合の発展・進展に寄与するものというふうに考えております。

今後とも一つよろしくお願い申し上げます。

○事務局 それでは、山下副議長よろしくお願いいたします。

○副議長（山下直也） 先ほどの議会におきまして副議長のご選任を賜りました、

和歌山県議会の山下直也でございます。これから吉田議長をしっかりと補佐し、そして他の議員の皆様、また井戸連合長を初め、委員の皆様方としっかりと議論を重ねながら、関西広域連合域内の多くの皆さん方のご意見を一つでも多く取り入れていけるような、そんな議会運営に努めてまいりたいというふうに思います。

どうか、よろしく願いいたします。

○事務局　それでは、ただいまから質問を受けたいと思います。質問のある方は挙手をお願いいたします。どうぞ。

○毎日新聞　毎日新聞の加藤と申します。橋下市長にお伺いしたいんですが、きょうで嘉田委員が最後ということなんですけども、2012年に大飯原発の再稼働では関西広域連合で反対されたという経過もあったと思うんですが、今回嘉田委員が抜けることで、今後、福井の原発の再稼働について何か影響があるのかどうか、広域連合の対応も含めて橋下市長の考えをお聞かせください。

○委員（橋下 徹）　原発についてはちょっとわからないですけども、僕は嘉田知事大好きでしたので。僕がテレビのコメンテーターをやっていたときに、夕方の情報番組だったんですが、嘉田知事が当選をして、その後議会が、首長のシンパの議員がふえてきたと。いわば、大阪維新の会の原点みたいなところで、首長がこういう形で議会の中にシンパをふやししながら地方自治をやっていくんだなと、もちろん他の会派からすれば、それは違うという意見が出てくるのは当然ですけども、そういうことを真っ先にされた首長で、非常にいろんなことで勉強させてもらいましたし、ちょっとさっき立ち話させてもらったんですけど、本当いろいろありまして、大戸川ダムなんかの建設反対なんていうのも嘉田知事が旗を振って、山田知事と何遍も会合を重ねながら、最後は反対という。きょうその文書が出てきたので、物すごい懐かしく思いまして。当然意見が合わないところもありましたけれども、ただ本当に関西のこの地方自治の中で、知事が旗を振って注目を浴びるようなことをされた大きな功績がありますので、本当にお疲れさまでしたというふうに言いたいところです。

多分、次のステージのほうがもっと嘉田知事は暴れると思います。ですから、また
どういう形になるかわかりませんが、一緒に何かできればと思っております。

○事務局　よろしいですか。それでは、ほかにご質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、これで終了させていただきます。ありがとうございました。